

第3回 草津市市民参加条例検討委員会 議事概要

日 時：平成24年3月23日（月）14：00～16：00

場 所：草津市役所 2階 特大会議室

1 あいさつ

2 検討事項

(1) 第2回検討委員会の振返り

(2) 「市民参加条例」と「協働のまちづくり条例」の違いについて

○委員長

この部分は今後、議論するうえで重要である。「市民参加条例」の内容を具体的に検討するとき、並行して「協働のまちづくり条例」が市で作られようとしていることも視野に入れて考えなければならない。取りまとめの際にはどちらで取り扱うかの整理が求められる。それぞれの条例の役割や位置付けについては理解しておいていただく必要がある。疑問があれば現時点で全部出していただいたほうが良い。

○N委員

協働のまちづくり条例が対象とするのはどのような範囲か。

○事務局

第2回議事概要のP2をご覧ください。市政運営に市民の声をどう反映させるかを位置付けるのが市民参加条例である。協働のまちづくり条例はコミュニティやまちづくり協議会において自分たちの地域のまちづくりの主体としてどうあるべきかということを決めている。市民同士の協働や、地域における協働の部分については、協働の条例の方にウエイトがおかれる。市民参加条例は市民の意見をどう市政に反映するかという市政への参加が主になる。

○K委員

市から一方的に意見を聞かれるだけでなく、もっと身近なところからまちをどうしたいか、外の地域から住みたいと思ってもらえるようになるには、上から目線ではなく、住んでいる人から意見を取り上げて吸い上げていくことが必要である。上からこうしたら良いと投げかけるだけなのはいかがかと思う。

○事務局

市民参加条例と協働のまちづくり条例で扱う内容を、どこで線を引くのかというのは難しいが、「公助」の観点から市民の声をどう反映させるかというところでご検討いただきたい。

○E委員

条例の住み分けについて、重なっているところはあると思う。協働のまちづくり条例は、いわゆる地域におけるまちづくりについて定めたものであるし、市民参加条例は市が重要な施策などを定めるときに市民の参加であると思うが、両条例は似ているところが多くわかりにくい。

○事務局

公共サービス自体が、行政だけでなく市民にも参加していただいている部分もあり、確かに住み分けは難しい。今回は、市政への市民参加はどうあるべきか、市民の声をどう反映させていくかをより細かく具体事例を交えて検討していただくものである。

○E委員

市民参加において、草津の全人口 13 万人の声は大事だが、市の構成として市民、行政、議会があり行政には執行部がある。資料を見ていると、どこまで市民が入っていけば良いのか。住み分けというとき、重なっているところが多くて協働のまちづくり条例をもっとふくらませたほうが良いかもしれない。

○H委員

市民参加条例は、市がしたいことに対して市民が応えるものようだが、参加条例をつくるというのは、市が何か施策を考えるときに市民が入っていくということを定めることか。

○事務局

今の市民参加は行政で事業などの内容を決めた後にパブコメなどを行っているものである。行政が行っている手法ではなく、市民の側から提案いただいた手法を条例に盛り込めたら良いと思っている。課題をどう行政に届けていくのか、行政としても、どうやって意見を反映していくのかということについて議論いただきたい。

○H委員

今の説明では、政策の立案は行政だけがするように思える。

○事務局

立案自体の事務は行政が行うが、その根本は市民の意見があつてこそである。課題を抽出するために、市民の意見をどのように市政に反映していくのかを問いかけているものである。

○F委員

いままで市民も課題解決にがんばってきたが、市はお金がかかるといって及び腰だったのではないと思う。それをもう一度きちっと道筋をつけるためのパイプをつけようとしているのではないか。参加条例は市が計画をつくるときに活用されるように見えるが、それには火の手をあげなくてはならない。その火の手は協働のまちづくり条例で位置づけるのではないか。

○B委員

そもそも市民参加条例は自治体基本条例に位置付けられているものである。これまでの議論を聞いていると意見が錯綜しているように思う。我々は、いわば「市民参加の憲法」をつくらうとしていると言える。あくまで市政への市民参加の手続き条例である。

○E委員

結果的に、市民に責任を負わすような仕組みづくりにつながるのではなかろうかと感じる。地方公務員法第 30 条（職員としてのサービスの根本基準）に、職員は公共の利益のために勤務するとあるが、公務員としての指導的な立場の中にあつて、市民がどう行政に加わっていくのかということを経典化するのではなかろうかと思っている。市民への責任転嫁になるのではと少し感じている。

○事務局

要は市役所にどう声を届けるかという手段などが市民参加のツールとして存在し、それを条文化したものが市民参加条例である。

○M委員

例えば、草津市民で自分の町内に街灯をつくってほしいとか、保育園をつくってほしいということを伝えるとき、今までは、町内会を通して言っていたのが一般的だったのか。

○事務局

町内会を通じて御要望をいただくのもひとつの手法である。

○M委員

市民参加条例をつくるのは、何のためにつくるのか。それでどう変わるのか。今までの市民参加とどう変わるのかよくわからない。

○事務局

従来からもアンケートやこういった検討委員会などを通じて市政に参加していただいていたが、それをルール化しようとしているものである。今までは何の根拠もなく行ってきた市民参加を条例化してしっかり位置付けるということと、今まで以上に市民の声を行政に届けられるようにするという2つの意味があると思う。

○D委員

資料3にある、『市民自治にかかる本市条例の構成と役割』について説明いただいてから議論してはどうか。自治体基本条例、市民参加条例、住民投票条例の位置付けを先ず説明願いたい。

○事務局

(資料3に基づいて、各条例の位置付けを説明)

○E委員

基本条例には、「市民は、市政に関する権利を有する。」とあるが、これまで、市民には市政に参加する権利がなかったのか。

○事務局

当然、市民の市政への参加の権利はあるが、ここでは、市民に参加の権利があるということをあえて条文化(ルール化)することによって、市がすべきことと、市民にも市政に参加していただきたいということを謳っている。

○L委員

市政の運営にあたっては、制度づくりが必要だが、市民参加を制度化しようという意味合いかと思う。まちづくりについては、その持つ課題について、市で対応する部分と市民と市が一緒に行っていく部分があり、後者が協働のまちづくり条例のイメージであるが、この理解で良いか。

○事務局

それで良いです。

○L委員

両条例が重なることはあるが、それは具体の事例をあげないとイメージしづらい。

○D委員

自治体基本条例は、自治体のありかたを述べているものという理解で良いか。

○事務局

それで良いです。自治体基本条例は、市民にとって、自治体がどうあるべきかということ述べている。

市民参加について、行政としてもいろいろ取り組んできたが、それを条例という形で制度化するというのが市民参加条例である。

○F委員

参加条例は、市政への市民参加のためのいわゆる手引書であり、それによって市民の声を聞いて計画などをつくるということである。

○事務局

どういったものを参加の対象にするのかといったことについても盛り込んでいくので議論いただきたい。

○委員長

資料3の下の表が条例の体系である。自治体基本条例が最上位で、その詳細はいくつかの別の条例で決めるが、その一つが市民参加条例である。市民参加条例は、手続き的な意味合いが強い。委員のみなさんの考えは、市民参加は単なる手続きではないだろうということだと思うが、この条例が求めているのは手続きである。そういうことも頭に入れて話を進めないと条例ができたとき、これまでの議論は何だったのかと思われかねない。ただし、手続き条例とはいっても条例の前段におかれる「前文」においては、条例への思いや考え方を盛り込んでいくので、そこに今のような議論の中身を入れていくことはできる。協働のまちづくり条例と市民参加条例は並行して検討しているが、今のところ市民参加条例のほうが先に進んでいる。また、担当課も違う。市民参加条例に協働のまちづくり条例の中身を入れてしまうということも考えられる。「市民参加」という名称を冠するならば、手続きだけではなくて、市民参加に対する考え方も盛り込みたい。今後の議論において、条例に落としこむ時には市政に市民が参加する手続き、制度の話になるということをご理解頂きたい。議論の中ではいろんな話があって良いし、できるだけ意見を頂きたいし、手続きの中に思いを組み込んでいく仕組みをつくらなくてはならない。

(3) 市民参加条例の基本的な考え方の整理

○J委員

市民参加条例は手続き的要素が強いとあったが、それに伴って知りたいのが、どういう手法で、いつするのか、誰がするのか、いつまでやるのか、何回やるのかということなどの具体的な内容を条例に盛り込んでいくのか。

○事務局

資料2, 3について来年度、掘り下げて検討していただく。どこまで条例に盛り込めるかわからないが、市民参加の時期や方法などについて議論していくものである。

すべてが条例に入れられないとしても、その思いを解説書などに入れていくことも考えられる。

○H委員

資料3の「参加の対象」のところで言いたかったのは、「幼稚園での取り組み」ではなく「幼稚園に対して市が行う取り組み（幼保一体など）」である。

○F 委員

条例の中に「インクルーシブ」などのような流行りの言葉を使うのはいかがなものかと思う。もっと良い美しい日本語があるのではないか。また、『思い』の文章にある「私達」というのは誰を指すのか。

○事務局

新しい言葉の使用については、今後議論して頂きたい。「私達」というのは、今後は市民もしっかり考えていかなければならないという意見を踏まえ、ここでは市民を指している。

○F 委員

この条例が、手続き条例であるということだが、この文案には少し違和感がある。

○事務局

みなさんの思いをまとめると、前文としてこんなたたき台になるのではということであり、これをもって前文にするということではない。

○E 委員

参加するのがいつも同じ顔ぶれでなく、多くの人が分担しながら市民参加できる形ができるような条例としたい。

○事務局

少しでも地域やまちづくりに関わることで、よりよいまちづくりにつながると思うので、幅広い方が参加できる機会、ツールをしっかりと設けておくことが大事であり、そのあたりを議論して頂きたいと思う。

○委員長

資料2でどういうことを検討するのかが左側にあり、それぞれ項目があがっている。これらは、一般的に参加条例に含まれるであろう項目を事務局で整理していただいたものである。これら以外にも検討すべきことや視点などがあればあげていただき、今後の検討に活かしていきたい。

○事務局

他自治体の条例での項目をあげているが、ほかに考えられるものもあると思う。

○委員長

議論を進めていく中で出てきたら追加していくことになると思う。当面はここにある項目について検討し、適宜追加していくことにしたい。言葉遣いについては、カタカナではなく、日本語にできるものはできるだけ日本語にしたい。とはいっても「ワークショップ」など定着しているものは良いと思う。

○E 委員

前回もらった大和市の事例の資料を見ると、市民に関する条文ばかり記述されているが、執行機関の責務は必要ではないのか。

○事務局

資料2では「市の役割」とあり、この部分に該当する。行政に、もっとこうしてほしいという内容もあると思う。そういう声をお聞かせいただきたい。

○委員長

「市民」の定義が大きなテーマだが、「市」という言葉ひとつとってもいろんな捉え方が

あり曖昧である。たいていは市役所における市の職員を指していると思うが、「政」は何を指すのか（市政の政、政治の政）など他にも曖昧なものがいっぱいある。議論のなかでは、その言葉が何をイメージしているのか確認する必要がある。市政への参加に、議会への参加なども含めると、さらにややこしくなり、その部分は除いてしまうということもありえる。

○L委員

条例にはあまり細かいことは書けないだろう。参加の方法や細かい手続きは要綱や解説書に書くということでもよいのではないか。

○事務局

最初の文章にしっかり条例への思いを入れたいと思いが、解説書にも思いを書いていく必要があると思う。

○L委員

最後に付則などで細かい内容について、触れる必要があると思う。

○事務局

詳しくは別途定めるということは可能であると思う。資料2での「その他」とは、この資料を作成する上で検討項目にあてはめられなかった意見を集約しているだけであり、実際に条例中で「その他」という項目があるということではない。

○事務局

他市事例を見ると、市民参加条例に協働の内容を含めているところもあり、そうでないところもある。インターネットでも他市事例は検索できるが、他の事例を見ることによって条例の固定概念ができてしまうのも困る。事例・資料がほしいということがあれば意見を頂きたい。

○事務局

（今後のスケジュールについて報告）

○委員長

次は5月を目処に委員会を開くが、そこでは本日の議論を踏まえて項目を絞り込んで検討することになる。全体的な話は今日までであり、だいたいの方向性は今日で固まったということになる。新年度からは、かなり具体的な項目について吟味するという事となる。

○H委員

草津市にはいろんな条例があるが、意外と知らなかったり、条例だけが独り歩きしているような条例もある。この条例はみなさんに注目してもらえる条例になってほしい。

○事務局

草津市には200くらい条例がある。それらを市民にどうやってお知らせしたら良いか意見をいただいて、しっかり対応していきたい。

○L委員

市の条例の体系図みたいなの、1枚でわかるものはないか。市民の参加対象になりそうな条例を知りたい。今後の議論の参考になるようなものを手間がかからず用意できるのであれば頂きたい。

○事務局

条例に限らず、計画なども参加の対象となると考えられる。

○L委員

もし、参考となるものがあればということで結構である。

○委員長

今後、どういうことを検討していくのか、この委員会としてどんなゴールを目指すのかについて共通の理解はできたのではないかと思います。今後、より具体的に条例の項目を検討していきたい。今日はここまでとする。

閉会